

特別講演会

名古屋議定書 遺伝資源へのアクセス及び利益配分のあり方

日程：2016年7月15日(金) 13時より

場所：高知大学物部キャンパス農林海洋科学部4号館 4-1-13室

プログラム：

13:00 開会の挨拶

高知大学 農林海洋科学部長

尾形 凡生

13:05 生物資源と法規

国立遺伝研究所 知的財産室 ABS学術対策チームリーダー 森岡 一

15:05 閉会の挨拶

高知大学 総合研究センター長

大西 浩平

内容：

2014年に「名古屋議定書」が発効して以来、遺伝資源へのアクセス及び利益配分(ABS)のあり方が国際的に非常に注目されています。特に生命科学研究者には、研究手法と研究成果の扱いと直に関わっています。海洋遺伝資源の取扱は更に複雑であり、国内外において議論され続けています。

森岡ABS学術対策チームリーダーには、名古屋議定書の基本問題を解説後、個別に海洋遺伝資源と農業遺伝資源の場合に分けて説明して頂きます。海洋遺伝資源はUNCLOSとの関係と日本の実例(東京海洋大など)、農業遺伝資源は食料農業遺伝資源条約(ITPGRFA)との関係といくつかの日本の実例を紹介して頂きます。

参加無料・事前申し込み不要です。

主催：国立遺伝学研究所 知的財産室 ABS学術対策チーム

共催：高知大学農林海洋科学部(予定)・海洋研究開発機構高知コア研究所

問い合わせ：大西 浩平 kouheio@kochi-u.ac.jp